

勝浦市農業委員会会議録

(7月定例会)

平成27年7月22日(水曜日)午後3時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、13名でその氏名は次のとおりである。

1番 鈴木 克己	3番 長谷川 武久	4番 岩瀬 和巳
5番 長田 晴夫	6番 水野 金尋	7番 藤江 義博
9番 元吉 博嗣	10番 土屋 元	12番 佐近 茂
13番 西川 知子	14番 数金 清美	15番 吉野 勇孝
16番 末吉 修一		

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村 泰輔 書記 市東 義之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)
について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労さまです。

本日の出席委員は16名中13名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより平成27年勝浦市農業委員会7月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでありますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、長谷川武久委員及び岩瀬和巳委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について及び議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを一括して議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてをご説明申し上げます。

この計画変更承認申請は、農地法による転用許可を受けた後、当初の転用目的を達成することが困難となり、事業計画を変更することで転用事業が達せられると見込まれる場合に、農林水産省通知の「農地法に係る事務処理要領」に基づき、許可権者の承認を受けるため行われる手続きです。

なお、転用事業を当初事業計画者にかわり承継者が行う場合は、その土地についての5条の許可申請も同時に受けることとなります。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、平成18年2月15日付け、千葉県夷振指令第●号の●●●で建売住宅及び進入路用地として転用許可を受けた杉戸の田、1,014平方メートルについて、4年前の東日本大震災により経営が困難となり事業計画を断念せざるおえなくなったことから、太陽光発電施設として事業承継を伴う計画の変更をするものです。

変更後の事業予定期間は、平成27年8月20日より12月31日です。

なお、本件は承継を伴う事業変更となるため、同時に5条申請が提出されておりますので、申請位置等の説明は割愛させていただきます。

つづきまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、杉戸の田、1,014平方メートル、太陽光発電施設に転用す

るため売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数288枚、発電量74.88キロワットです。

転用の時期は、平成27年8月20日から12月31日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、申請地の地形条件がよく、造成工事を行わないで太陽光発電施設が設置できるため買い受けたいとし、譲渡人は、東日本大震災以降、会社の業績が悪化し当初の事業計画の履行ができないため売り渡したいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、杉戸消防詰所から●側に約●●●メートルの地点となります。以上で説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

藤江義博委員をお願いします。

○7番（藤江義博委員） 申請の概要は事務局の説明通りです。

7月17日、現地調査を行いました。

申請者の●●さんは体調不良のため代理人の●●さんと面談しました。

その後7月20日に権利者●●さんと電話にて対応しました。

申請地は、高台の比較的平坦地であり太陽光発電の設備は可能と思われれます。

許可要件につきましては、立地条件として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても支障はなく、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

整地につきましては雑草が現在繁茂しておりますが、草刈り程度で、ほとんど手が掛からないと思われれます、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、承継を伴う計画の変更について承認が妥当とし、5条転用につきましては許可相当として判断いたします。皆様の審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいでしょうか。

ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について及

び議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり承認が適当であることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり承認が適当であると意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

つづいて議案第2号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当であることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年7月9日付けで決定を求められるものです。

このたびの7月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、1,301平方メートル、再設定計画1件、2,073平方メートル、合計2件、3,374平方メートルです。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、関谷の田2筆、延べ2,073平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年8月1日から5ヶ年の再設定です。

4ページをご覧ください。

申請番号2番、白井久保の田2筆、延べ1,301平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年8月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

質疑ないということでございますので質疑を終結いたします。

これより議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを採決いたします。

申請番号1番から2番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは、議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積についてを説明いたします。

この下限面積の特例制度は、平成21年12月の改正農地法により各農業委員会で下限面積が設定できるようになったものです。

本市では、この制度により平成21年12月に勝浦・興津地区について下限面積を20アールに設定しました。

本議案は、現在設定している下限面積の特例について、平成22年度に改正されました「農業委員会の適正な事務実施について」により各農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を検討する事と示されておりますことから、このたびの7月定例会に諮るものです。

資料の5ページをご覧ください。

議案書におきましては、現行の別段面積について修正を行わないとしておりますが、この理由といたしまして別添の資料により説明をさせていただきます。

お手元に「別段の面積（下限面積）に関する検討資料」というものをご用意いただいているかと存じますが、そちらの1ページ目をお開き下さい。

1として別段の面積とございますが、こちらは冒頭でも説明いたしましたが、下限面積を各農業委員会において50アール未満に設定が出来る制度について説明したものです。

それでは2ページ目をご覧ください。

下限面積につきましては、農地法施行規則第17条第1項若しくは第2項のどちらかの基準により設定することとなっております。勝浦市は第1項の基準により設定しております。

この第1項につきましては、まず、区域の設定の基準として、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一であるとしており、本市においては、若干広めではありますが、旧の4地区に区域を設定しております。

次に、設定する面積は10アール以上で単位はアールとする基準です。

最後に設定する面積の算定ですが、設定区域内の耕作者等の総数に対して、定めようとする面積未満の耕作者等の数がおおむね4割以下にならないとされております。

例えば、30アールに設定する場合、設定区域内で30アール未満の耕作者が4割以上いなければならないということです。

この3つの基準に基づき本市の下限面積につきましては、勝浦・興津地区のみ20アールに設定されているわけです。

次にもう一つの基準、2項について説明します。

3ページ目をご覧ください。

もう一つの基準、農地法施行規則第17条第2項についてですが、これは、設定区域内に適正利用を図らなければならない耕作放棄地が相当数ある場合で、位置や規模からみて、50アール未満の耕作者が増えることにより、その区域や周辺地域の農業上の利用に支障を生ずるおそれがない場合には、利用状況や将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積が設定できるものです。

かみ砕いて説明すると、耕作放棄地の割合がすごく多く、新規就農者が入ってきても将来的に虫食いになる可能性が低い限られた区域であれば、下限面積は何平方メートルでも設定していいですよという規定です。

例えば、小さな畑付きの空き家物件を売り買いする際、農地法の規定で下限面積に引っかかるなんて場合がありますが、その場合、この基準を使って、設定区域を当該番地、下限面積を当該地積とすることで、農地法の許可が受けられるようになります。

したがって、この基準を使う際には耕作放棄地対策や虫食い所有に充分注意して区域の設定を行う必要があります。

次に、周辺の市町の状況ですが、4ページに記載のとおりで4月1日現在では、変更のある所はございませんでした。

また、5ページをご覧くださいと、検討状況については、いすみ市が全域20アールに変更するほか、他市町については、現行どおりとのことでした。

それでは今回の本市の設定案についてですが、6ページをご覧ください。

まず、設定区域の変更を行わないことを前提に、根拠を施行規則第17条第1項として市内の耕作状況を踏まえ算定しますと、上野・総野地区では概ね8割以上が50アール以

上を耕作しており、勝浦地区においては30アールで4割を超え、興津地区においては、20アールで4割を超す事となります。

このことから、上野・総野地区においては、現行どおり本則の50アールとなり、興津地区については、現行の20アール、勝浦地区については現行の20アールから30アールへ上方修正の余地がありますが、区域の耕作等を取り巻く環境に大きな変化が見られないことから、上方修正は行わず、よって本市の別段の面積は、現行どおりの設定面積とし修正は行わないものとするものです。

以上で議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） ただ今原案につきまして、事務局より説明がありました。

この提出にあたりましては、事務局案というよりも私のほうに事務局から話がありました。

一応、現行の案を原案としてここに載せてございます。

これに対しまして、今回、鈴木委員のほうからですね、別紙手元にあるかと思えますけれども、提案がございまして。

対案の形になりますのでこちらについても説明をしていただき、質疑をしていただき、先にこの原案以外の案につきまして採決をしていくと、そういう形をとりたいと思います。それでは鈴木委員、提案についてお願いします。

○1番（鈴木克己委員） お手元のほうに提案と言うことで配らせていただきました。

一昨年も下限面積の決定の時に、大多喜が10アールと決定した中で、その辺のことを踏まえて勝浦市のこれからのあり方も含めて提案させてもらいましたが、その時点では現状のとおりということになりました。

今回、新たに提案させていただいたのは、先ほどの資料にもあるんですが、隣のいすみ市がですね、この6月から全市内旧3町がですね、20アールに設定したと、大多喜もそうなんですが、何故これを下げているのかということが、まず第一点にあげられるんですが、それも踏まえて3番のところでも若干文書で説明させてもらいました。

対応を読みながら説明させていただきますが、まず、今年度に入りまして国の方針として地方創世という言葉が皆さん聞いたことあるかと思います。

まず、地方からの人口減少問題を克服するために、国の総合戦略が策定されまして、それに基づいて各全国の市町村が地方版の総合戦略を策定していくということになり、勝浦市も今そのための特別班を企画課内に設置して策定に着手しています。

これは、何かということですね、国の人口が将来にわたって激減していく、そして少子高齢化が進んでいく、そういう中において国の活力を生み出すためには、少子高齢化、子供の数を増やして、また、地方の人口を増やしてという対策を打たないと国のほうが成り立たないということから、今年度、将来像とした地方創世の計画ですね総合戦略を作って国へ上げていくということになっています。

人口減少問題、もちろん皆さんも肌で感じているというか、小学校が統合されて、興津地区には、来年度清海小が上野にあがってきたりですね、保育所も統廃合されて、そして近隣には子供がいない、お年寄りはもちろん元気ですが、勝浦市の活力が非常に停滞しているということの現状問題がある中で、国のまち・ひと・しごと創世に関する総合戦略が策定されて、これからこの勝浦をですね、やはりどうしていくかというものを作っていくかなきゃならないという所にもう入りました。

そして、その総合戦略のひとつとしては、自らの地域資源、いわゆるこの自然であるとか、勝浦の場合第1次産業である海、そして農業、自然観光等をですね、もう一度見直した活性化をさせた中での地域社会、勝浦市を作っていくことが必要であるということ、それともう一つ、地域経済を支えるのは、とにかく人の数人口をですねこれ以上減らさないということに対しての対策を打つということで、勝浦市もですね、交流人口の拡大とかですね、移住定住促進の問題も重点施策として勧めています。

そして、キュステが出来た、あの、交流センターもですね、やはり交流人口拡大のためのひとつの核となるべきものとして市長も対応してきております。

こんな状況において、勝浦市へ移住定住促進してゆく中で、やはり定住を、移住を、勝浦市に住んでみたいという方が増えてきてるのも事実ですし、移住した後にですね、勝浦市で農業もやってみたいんだという方等がおります。

先ほど事務局の説明で、2項のほうでそれは出来るということをお聞きしましたが、こういう人に対してですね、足かせというか、ハードルを下げしておくことも必要ではないかと、下げたから今までと違うということではなくて、そういうハードルをですね下げておく必要があるのじゃないかということから提案をさせてもらってます。

そしてもう一つはですね、やはり農家を廃業して後継者がいなかったりしている農家の農地がそのまま基盤整備してあれば、そこそこ耕作者は出てきますけど、基盤整備が出来ていないような土地についてはですね、もう遊休化して荒地化しているのが、現状でありますし、上野地区、総野地区入っていてもですね、山間谷田といわれるところは、ほとんどが耕作されていないという状況が現状としてあります。

そういう所をですね、やはり、耕作放棄地の開墾についてもですね、やはりこの、ひとつのハードルとなる下限の面積をですね、下げしておくことも新たに農業を始めたいという方がいた場合にですね、すぐに対応が出来るような状況を作っておくことが必要じゃないかということから提案しているものであります。

そして私は議員としてですね、やはり、一昨年下限面積緩和について一般質問という形で市長にお聞きしましたところ、市長としてはですねそのことについては理解を示していただきました。

そして、まずは農振農用地外、いわゆる勝浦・興津地区、それとザイにあがってきてですね、農振農用地外のいわゆる山間谷田のほうで農振農用地に指定されていない土地から始めたらどうかとゆうような見解を示していました。

これはあくまで農業委員会ではなくて行政のほうの話ですので、行政と農業委員会がその辺のやり取りはされているものと思っておりますが、そういう市長の答弁もありませんでしたの

で、これから先ですね、やはり勝浦の将来を考えたときにですね、法でいう50アールじゃなくてですね、やはり、そのハードルを下げるために、形としては少なくともいすみ市と同じ程度の20アール、そして農振農用地外は今のところ20アールですけど、まあほとんどのところがですね、この20アールでも農地の現状が変わっていない、そういう中において、その所は10アールにしてみてもどうかというような提案をさせていただきます。

まずその中でですね、近隣のいすみ市が20になってきている中においても、やはり同じような状況、いすみ市はですね、移住定住は勝浦市よりもっともっと先進的な所でありまして、かなりの方が入り込んで来ています。

その中においても、農業やってる方も、特に農業といっても田んぼではなくてですね、基本的には畑が多いんですが、そういう方がですね、農地を取得して自分の農地として耕作をすると、1反歩でも2反歩でも借りればそりゃすぐに農地は出来るんですけど、移住する方等についてはですね、やはり、自分の土地が欲しいというようなこと、それともう1点ですね、ここには書いてありませんけど、今年の7月の市長選挙の際にですね、猿田市長がこういう自分のマニフェストを出しました。

この中にですね、市長もこの農林水産業の振興というところで、まずは、ほ場整備を推進しますと、これまあ、上野地区の上植野地先で鋭意その方向でやっておりますし、ここにおいてですね20アールにしちゃうとこのほ場整備事業がですね、じゃあ2反歩区画にしちゃうのかっていうそんな話もありますけど、それはまったくそんな話にならないと私は思っています。

その中でですね、遊休農地を活用し、都市住民との交流の場となるクラインガルテンを、要は、農地付き小規模住宅の設置を検討しますと、市長の公約の中に入っています、こういう農地付き小規模住宅についてもですね、いわゆる別荘をやりながら1日居住とかですね、都会から勝浦に来て週末農業をやりながらっていうふうなこともですね、やっぱりこれは移住定住促進のひとつの策ですので、そういうことを行いやすくするためにも、今年はですね、今年から始まるこの地方創世に対応した形でこの下限面積の緩和を是非ともしておく必要が、必要があるっていうのは語弊があるかもしれませんが、私の考えとしては今の50とかではなくて、そのハードルをですね下げておくことが必要じゃないかと考えての提案です。

○会長（末吉修一委員） 事務局の提案、並びに鈴木委員からの提案がございました。

両方の案に対してですね、ご意見ございましたら併せて意見を聞きたいと思います。

○1番（鈴木克己委員） ひとつ質問していいですか。

○会長（末吉修一委員） はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） さっき局長から説明のあったですね、第2項なんですけど、これ

についてもうちよつと具体的に教えてもらいたいんですが、今までこの2項ってあまり出ていなかったんですかね、基本的には1項で50アールと決めている中において、この2項は、ここに書いてあるとおりなんですけど、たとえば上野地区で農業も辞めちゃって、後継者もないよというところに新規就農したいと、そのためには畑2反歩でいいんだよと、2反歩の施設農業なり野菜を作るなりの農業をしたいんだけど、借りるんじゃなくて自分の取得にしたいんだけど、上野地区では50アールで農地取得は困難だと、今までそういう解釈だったんですけど、この2項を適用するということは、たとえば2反歩の土地を全くゼロの人が取得したいというときに、その地番が、例えば植野の私のトコが●●●●番地なんだけど植野の●●●●番地の畑がちょうど2反歩あって、そこを改めて指定をこの下限面積、何番地はこれでいいよという指定をすれば、この2項で20アールなり、なんんりの下限面積を設定する事ができるというふうな解釈でいいのかどうか。

○会長（末吉修一委員） はい、事務局。

○事務局長（中村泰輔） はい、そうですね。

まず、区域の設定というのが先に来ますので、その区域の設定は地番単位でいいということになっておりますから、地番を特定して設定区域が地番ということになりますから、広い所と言えば、例えば上野地区からきて、大字がきて、小字がきて、地番というふうなそういうランク付けで地番という設定が出来ます。

ただ、そこがですね、全部が優良でデカイほ場になっている所の一部を取って、その地番で設定することは出来ないということになります。

○会長（末吉修一委員） 鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） どういう場合が出来るの。

○会長（末吉修一委員） 局長。

○事務局長（中村泰輔） この2項で想定されていることを平めて考えますと、例えば字という区分でいきますと、字の中に耕作放棄地がいっぱいあるし、所有者がみんな細かく持っている、そこの部落は細かく持っている、ですからそこを区域設定して、平均的な面積を設定するというのがひとつ想定される場合です。

もう一つは例えば、5畝歩くらいの畑を持っていて、その隣に住宅があって、財産としてはそれしかない、ただ、そこが絶えちゃうんで誰かに売りたいけれども、その畑は農地と連続してないから、それだけ浮いちゃいますねと、そうすると農地法上売り買いは出来ませんので、そこの番地を区域の設定をして、面積が5畝歩であれば5畝歩が下限面積ですよというふうに、農業委員会で決定をして公示をすることによって、そこの土地だけは、3条の下限面積がその番地の土地になるので、引っかかることなく許可申請上可能と

なるようなことなんで、その2パターンですかね、想定されるものは。

○会長（末吉修一委員） 他には質問いかがですか。はい、長田委員。

○5番（長田晴夫委員） そういう方法があるんなら、別に20アールということに下げなくても、50アールなら50アールで、だけど20アールで取得したからって、その面積で生活出来る状態じゃないでしょう農業ってもんは。

別に今まで下限面積が、そういうふうになっているもんなら直さなくてもいいんじゃないですか。

○会長（末吉修一委員） 事務局案を支持ということですか。

○5番（長田晴夫委員） そんだけのもんで、20アールを下げたからといって、就農者が来て少ない面積で生活出来るような、農業はそんな甘いもんじゃないと思うんですよ。

施設関係のハウスなら、20アールぐらいでどうにかいいものを作れば、生活は出来ると思いますけども、下げても結局新規就農が来ても、定年終わってからの就農者だと思うんですよ。

新しい就農者、ほとんどないと思いますよ、今の状態で若い人の考えとしてはね、それを踏まえてみんな審議してもらえてれば、そげん下げても就農者が増えることは無いと思うんですけども、2反歩やそこらで生活できるような状態じゃないと思います。

農業ってのは。

後は、みんなの考えひとつですけども、ただ下げたからといって、それこそ虫食いになってくるからどうなんですかね。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがですか。元吉委員。

○9番（元吉博嗣委員） 今、市のほうで地方創世総合戦略の策定に着手しているということですよ。

それは、企画課でやっているんですか、そういう方向付けが、内容が出来てからでも遅くないんじゃないかと私は思いますけどね。

中身が見えないのに、私は原案のほうでいいんじゃないかと思えますね。

○会長（末吉修一委員） 私のほうから、鈴木委員にいくつか質問してよろしいですか。

確かに人口減少ということで各地方のというか、過疎地が色んな事をこう考えて具体的な動きをしていくっていう状況があるわけですけど、移住後に農業を行いたい人達の数といますかね、鈴木委員の把握している中で結構ですので、いすみ市、大多喜あるいは勝浦市の現状の数がわかると、ここに、移住後に農業を行いたいと移住希望者が増えている傾向もありますということなんですけども、どのくらいそういう傾向というのが具体的に

あるわけですか。

○1番（鈴木克己委員） 具体的に何件ありましたという数字は押さえてません。

ただ私、エヌピーオー法人●●●●●●というエヌピーオーの団体に属してまして、実は、自分らの団体で大楠に約5反歩の土地を借りて、大楠の市のやっている市民農園の他に市民農園を実はやっているんですね。

そこも、そんなにそんなに借りては、今のところ、50区画作っても、今、15区画ぐらいは貸しているんですけど、そういう所に借りに来た人も自分の土地欲しいな、自分の土地手に入れば勝浦に住みたいなという人はいました。

それとあと、これは杉戸のほうの例なんですけど、農家住宅が売りに出て、やはり、そこ5反歩、まあ田んぼと農地でやはり相当数あったんですけど、やはり新規就農、確かに今先ほど長田さんの言われたとおり、百姓はそんなに大資金するもんじゃないよということも確かにありますが、新規就農したいけど5反歩までいらないよという方もいました。

私の聞いた中では、3、4件です。

3、4件そういう人が来ていますけど、ただ50アールのハードルが高くて諦めるという方もおりました。

で、大多喜がですね、10アールにしたときに大多喜の農業委員会にいて話を聞いたんですね、そしたら特にそれを10アールにしたから5反歩だから1反歩だからって、あんまり考えてはいないと、ただそういう人たちが来たときにスムーズにそういうものが出るようなものを作っといたほうが、町としても耕作放棄地の解消にもつながるし、要はハードルを下げたほうがいい話なんで、下げたから来るかとそれはわからないということで、あと、いすみ市についても、特に岬町のほうでかなり多いんですけど、移住者が多いんですね、で、やっぱり、来た人は定年退職してから移住して、ただ単に家庭菜園的にやりたいって人も中にはいるようなんですけど、ほんとに業としてやるための施設園芸とか野菜作りとかハウスとかやるための取得をしたり、そのためには、いすみ市のほうでは最低2反歩くらいあればいいというようなこともいっています。

そういうことから勝浦でも、とにかく人口を1人でも2人でも増やすための対策をこれからやっていく事なんで、これがやったから10人増えます、50人増えますということにはならないと思いますが、そういうことからハードルを下げたほうがいいなというふうな考えです。

ですから、最近何人ぐらい話が来てるというのは、企画のほうに聞けば今そういう住宅の斡旋とか市を通してやっていますので、特に農家住宅なんか、最近どうも数字が増えてきているみたいなことは言っていました。

○会長（末吉修一委員） あと一ついいですか。

県の農業会議に出て、最近特に言われているのが、例のあまりいい制度じゃ無いのかなと思うんですけど、国の中間管理機構、これの活用を是非してくれということで、かなり各市町村の農業委員会に対して、強く要望というかそういう説明がされてます。

この設置目的というのは、ご存知のとおり耕作放棄地ですとか、なかなか作ってはいても耕作に不向きな所を集約してなんとか大きな田畑にして、できるだけ農地を荒らさない方向で進めていけということが、農業委員会の仕事だよというようなことまで言われる状況なんですけども、今の鈴木委員の提案については、そういう農地を細かく分けて、今まで農業やる方じゃない方に提供していくと、県の説明なんかのところに逆行しちゃうのかなという部分が無きにしも非ずで、国で考えている、あるいは市で具体的に考えていかなくちゃいけないのかなという所とちょっと逆行すんのかなという部分が、説明聞いてて引っかかってくるんで、全く別の手段がないというのであれば考える必要があるんですけど、先ほど、まず貸借から入れるよと、そうすれば仮にやっていた方が辞めたといって農地を返しても虫食いにならないで済むようなことができる事等を考えると、数字を下げる事が果たして、その、これからの市の人口問題に対しては、ひとつのハードルを下げるということはピーアールのひとつにはなるのかもしれませんが、元吉代理さんがおっしゃっていたような状況が見えてきてから動き始めていいのかなと、議長でこういう意見を言うのは適当かどうかわかりませんがそんなような気がしております。

これは私の私見ですので、そのようにお聞きいただければと思います。

○会長（末吉修一委員） 他にはご意見は。西川委員。

○13番（西川知子委員） 今、長田さんが言ったように農業ってという事なんですけど、平田のほうで1件ね、お孫さんがおばあちゃんの畑をやってたんですよ。

大学出てからね、夫婦で来てやってたんですけど、やはりね生活するには大変で、挫折っていうんでしょうか、勤めに変えちゃったんですけども、今、うちのほうにも勤めを辞めて会員になられる方がいらっしゃいますけどね、やはり売れるような野菜を作るのはすごく大変なことで、本当に趣味でという感じ。

いすみ市のグループのほうも女性の夫婦ではいつてきた方もいます。

それで、その方達は加工に取り組まないと少しの畑では生活出来ないんで、加工のほうに女性団体でやってるんですけども、農業事務所のほうもそれを教える方が少なくなっちゃってるんですよ、指導者が。

県のほうも女性団体のそういう加工とかなんかのグループがあるのを結局ひとつにまとめようという案で進行中なんです。

結局、県のほうの方針が段々と下に落としてくるのが、農業に対する農業事務所のほうも農業に多少教えるだけのことで、女性団体に対する指導が少なくなっちゃっていったらいんでしょうかね、そういう人がいないんです。

それで、関谷に1人、やはりお孫さんがはいつてますけど、来てやり始めてますけど、話を聞くと一生懸命畑やるのではなく、外国の方なんで、そういうグループが来て遊びみたいになって、実際、その田んぼや畑をやるつもりで来て申請はされてますけど、新規就農者って事ですけど、まだ、遊び段階みたいな感じなんです。

鈴木さんの言ってることはわかるんですよ。

少しでも取り入れようとする、大楠でも近くで申請されていない、ただ親戚だからってやってる方いらっしゃるけど、とにかくいつでも草だらけなんですね、だから本当にねえ、それをじゃあ畑をっていうのと生活するっていうのはちょっと大変な事だっている、本当に趣味で遊びって言う感覚でない限りそれを実際そこで生活するってのは本当に大変だという現実を見てきてるんですけども、そこの所を思います。

生活という反別とかアールに対してってのはイコールにならないという判断と現実そういうふうに見てきてますけども。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがですか。

終結してよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

暫時休憩とします。

（中断）

○会長（末吉修一委員） それでは休憩をとき再開したいと思います。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について、質疑ないということで、これより採決といたします。

これにつきましては、鈴木委員の提案されている案につきましても勘案をして採決をしたいと思います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

（挙手多数）

○会長（末吉修一委員） 挙手多数でございます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告します。

このたびの7月定例会にご報告すべき当該証明書の発行件数は2件です。

資料の6ページをご覧ください。

番号1番、平成26年9月16日付けで太陽光発電施設として許可を受けた浜行川の畑

2筆、延べ2,016平方メートルについて、6月11日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

7ページをご覧ください。

番号2番、平成27年4月15日付けで太陽光発電施設として許可を受けた市野川の畑、430平方メートルについて、6月21日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告第1号、転用事実確認証明書の発行についての報告を終わります。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 発言が無いということでございますので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって、平成27年勝浦市農業委員会7月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午後4時25分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成27年7月22日

勝浦市農業委員会会長

署 名 委 員

署 名 委 員
